

公益社団法人 松阪青年会議所

趣味の会に関する規程

(目 的)

第1条 趣味の会は、本会議所の会員及びその家族が趣味を通じて親睦を図ることを目的とし、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として行事等を行ってはならない。

(担 当)

第2条 新たに青年会議所趣味の会を設立する場合は、その趣意書を趣味の会を担当する委員会に提出しなければならない。趣味の会を担当する委員会（以下担当委員会という）は総務委員会とする。

(設 立)

第3条 設立趣意書には、下記事項を記載することを要す。

- (1) 会の名称
- (2) 行事内容
- (3) 発起人氏名（正会員5名以上）
- (4) 賛同者氏名（正会員10名以上）
- (5) 入会金・会費

(手 続)

第4条 設立趣意書の提出を受けた担当委員会は、その内容について審議のうえ設立を可とするものについて、理事会承認の手续をとるものとする。

(発起人)

第5条 理事会で設立が承認された場合、担当委員会はただちにその旨、発起人代表に通知しなければならない。

(役 員)

第6条 設立承認の通知を受けた発起人代表は年間行事予定表及び責任者若干名、その他役員（以下「役員」という。）の氏名を担当委員会に提出するものとする。

(行 事)

第7条 趣味の会は、その行事を行おうとする場合に、担当委員会に対して事前に行事日

程、内容等を書面で届出しなければならない。

- (1) 趣味の会は、その行事を行うにつき、その目的に従って品位を重んじなければならず、本会議所の責に帰すべき方法で行ってはならない。但し、理事会にて承認を受けた場合はこの限りでない。
- (2) 趣味の会は、その行う行事によって、趣味の会会員及び第三者に生じたすべての損害についてその責を負うものとし、本会議所はいかなる責も負わない。

(臨時連絡会議)

第8条 担当委員会は趣味の会の健全な発展を図るため、必要に応じて臨時連絡会議を開催することができる。趣味の会は、責任者のうち少なくとも1名を上記会議に出席させなければならない。

(定時総会)

第9条 趣味の会は、毎年趣味の会の定時総会終了後、下記事項につき、速やかに担当委員会に書面にて届出しなければならない。

- (1) 前年度活動状況（事業報告、役員会、会員名簿）
- (2) 当年度の行事計画
- (3) 当年度の役員名及び届出時点における会員名簿

(本会議所の業務)

第10条 趣味の会は、本会議所の事務局に対し、趣味の会行事の案内文書発送事務以外の業務を課してはならない。本会議所は、趣味の会運営及び行事に関する一切の費用を負担しない。

(変更)

第11条 趣味の会は、設立当初の趣旨の変更或いは会の名称の変更をする場合には、担当委員会を通じて理事会の承認を得なければならない。

(解散勧告)

第12条 担当委員会は、下記事項のいずれかに該当する趣味の会に対して、理事会の承認を得て解散を勧告することができる。

- (1) 本会議所の体面を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。
- (2) 年間の活動が著しく不活発なとき。
- (3) 2年間連続して会員が10名以下になったとき、又はその会の参加者が7名以下になったとき。
- (4) この規程に定める義務を怠ったとき。

(解 散)

第13条 解散勧告を受けた趣味の会の役員は、その責任者において3ヶ月以内に解散することとし、その結果を速やかに担当委員会に報告しなければならない。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は総会の決議において行われるものとする。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。